

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市石綿健康被害調査委員会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少なく、女性医師を見出すことができなかった。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。	
在任4年超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。	
再任2回以上	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。	
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後も呼吸器内科を有する医療機関や委員等の人脈を活用し、石綿関連疾患に関心を持つ呼吸器内科の医師の情報収集を行い、適任者が見つければ委員就任を要請していく。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市感染症発生動向調査委員会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られ、女性の専門家はさらに少ないのが現状です。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、感染症についての専門的知識が豊富であることから、感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したためです。		
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本事業実施要綱の定めるところにより、委員会委員として患者や病原体情報を収集している保健所の代表として本市職員を選出する必要があるためです。		
今後の見直し方針	関係機関や団体に推薦依頼する場合は、なるべく女性を推薦してもらうように依頼します。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市感染症診査協議会
現在員		11 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		4 人 ・ 36%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野に比べ非常に少なく、さらにその中で、経験を積んだ女性医師は極めて稀有な存在であるため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野において必要不可欠な人材と判断したため。	
在任4年超		6 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>・6名中2名は女性医師であり、うち1名は長年小児科医として臨床経験を積み、また大阪府公衆衛生研究所において感染症全般の研究を行ってきたという実績がある。もう1名は小児二次救急救命医として、幅広く感染症の知識を有する医師であり、感染症に関しても高い評価を得ている。専門的な学識経験者の女性医師は極めて稀有な存在である。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。</p> <p>・また、元中学校教諭・校長を歴任された委員（女性）については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。</p> <p>・呼吸器の専門家としてご就任いただいている委員2名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。</p>	

再任2回以上	9 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>・9名中4名は女性医師であり、うち1名は長年小児科医として臨床経験を積み、また大阪府公衆衛生研究所において感染症全般の研究を行ってきたという実績がある。もう1名は小児二次救急救命医として、幅広く感染症の知識を有する医師であり、感染症に関しても高い評価を得ている。専門的な学識経験者の女性医師は極めて希少な存在である。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。</p> <p>・また、元中学校教諭・校長を歴任された委員（女性）については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。</p> <p>・呼吸器の専門家としてご就任いただいている委員2名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。</p> <p>・感染症全般にわたる専門家としてご就任いただいている委員1名については、他府県の大学属病院をはじめ、多くの病院で臨床経験を積んでおり、特に一類感染症の対応について精通している。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。</p> <p>・法律に関する専門家としてご就任いただいている委員1名については、近畿弁護士会連合会人権擁護委員会に所属され、大阪弁護士会人権擁護委員会副委員長としてもご活躍されるなど、人権擁護に造詣の深い委員であり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。</p>
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>元中学校教諭・校長を歴任された委員（女性）であり、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。</p>

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市公害診療報酬審査委員会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 29%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難な状況にあるため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。	
在任4年超		5 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。	
再任2回以上		7 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>本委員会は、医師としての幅広い知識に加え、地域医療の従事者及び地域医療の代表としての経験が貴重であることから、大阪府医師会へ委員の推薦を依頼しています。</p> <p>推薦依頼にあたっては、本市の方針を踏まえたうえで、本委員会における公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験の必要性について説明し、理解と協力を求めています。人選については、大阪府医師会に委ねることとなりますが、その結果は大阪府医師会の意向として尊重する必要があると考えています。また、大阪府医師会としても限られた人材の中から、数多くの公害認定患者の診療等、長年にわたる経験を踏まえた推薦委員の選定を行っていただいているところです。</p> <p>今後、委員の推薦をいただいている大阪府医師会に本市の方針についての理解を得るとともに、次回改選の際には指針に沿った委員の選任について一層努めることとします。</p>	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市公害健康被害認定審査会
現在員	15 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	7 人 ・ 47%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。		
在任4年超	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。		
再任2回以上	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>当認定審査会委員は、公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも適正な判断が必要とされる。</p> <p>高度な知識と経験を有する委員の候補は、容易には見当たらず、その人選等は厳しい状況にあるものの、今後、後任者の育成および紹介について、現在選任委員からの後任推薦協力も得ながら努力していく。</p> <p>また、大阪府医師会推薦の選任委員については、本市の「審議会等の設置および運営に関する指針」の各項目について理解及び協力いただけるよう引き続き、推薦依頼文に明記し、依頼を行っていく。</p>		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市動物愛護推進会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 60%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	動物愛護に関する機運の盛り上がりを受け、推進員の活動内容をさらに充実させる目的で、構成団体から引き続き支部長を推薦したいという意向があり、登用することとした。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	令和3年3月31日までの任期終了後、構成団体へ70歳未満の方を推薦していただくよう要望する。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市予防接種健康被害調査委員会
現在員		5 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 40%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、適正な人材であると判断したため。	
在任4年超		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本委員会の専門分野は多岐にわたり、単に小児科、感染症などの専門医であるのみならず、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知しており、実際に予防接種による副反応の症例に対処した経験などが求められ、各専門家の数も限られる。	
再任2回以上		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本委員会の専門分野は多岐にわたり、単に小児科、感染症などの専門医であるのみならず、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知しており、実際に予防接種による副反応の症例に対処した経験などが求められ、各専門家の数も限られる。	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		厚生労働省通知の定めるところにより、委員会委員として保健所の代表として本市職員を選出する必要があるため。	
今後の見直し方針		今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市指定難病審査会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		難病に関する特に高度な専門知識を有し、最新医療にも精通している医師であることを条件に、本市近隣で人選を行ったが、結果として女性を選定することができなかったため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		難病に関する特に高度な専門知識を有し、最新医療にも精通する呼吸器疾患を専門とする医師であり、本市公害健康被害認定審査会委員を務め、医療費助成にかかる認定審査に豊富な経験を有するため。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次期改選時は、一層指針に沿った委員の選考に努めますが、条件を満たす女性医師が非常に少なく、登用率40%の達成は難しいものと見込んでいます。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市在宅医療・介護連携推進会議
現在員		8 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		3 人 ・ 38%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		H30.8委員選任時点（委員数10人 内女性4人 40%） R1.7.26委員追加（退職による）選任時点（委員数10人 内女性4人 40%）	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本事業に対する医療に関する専門的な意見及び介護との連携を推進していくうえで意見等も期待できることから、本会議の委員として最適であるため。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		介護施設に従事している側からの在宅医療への移行方法などの専門的な意見等が期待できることから、本会議の委員として最適であるため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次の改選時には、指針の基準を満たせるよう、引き続き推薦依頼等を行う予定です。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、性別を条件とすることができません。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、新任を条件とすることができません。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、新任を条件とすることができません。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、年齢を条件とすることができません。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	第2期中期目標を実施していく過程で大阪府等と協議し、次選任時に大阪府等と足並みを揃え、改善を図れるよう努めます。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市結核対策評価委員会
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市においては「第2次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。		
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市においては「第2次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市においては「第2次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	結核医療について専門的な知識を有し、結核のまん延状況や対策の動向・課題・地域別の評価など、結核対策にも精通しており、委員会で本市結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	・関係団体への推薦にあたり、できる限り兼務を避けるよう依頼する。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市精神保健福祉審議会
現在員	29 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため委員数が多数に及んでいるが、それぞれの人数は基準の範囲内である。		
女性数・女性比率	9 人 ・ 31%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	19 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため		
再任2回以上	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため		
70歳超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市精神医療審査会
現在員		15 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由		当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため委員数が多数に及んでいるが、それぞれの人数は基準の範囲内である。	
女性数・女性比率		5 人 ・ 33%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		8 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため	
再任2回以上		9 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため	
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な女性有識者が少ないため	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため	
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。	

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	児童福祉審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体等の推薦や、補職での委員委嘱を行っているため。また、学識経験者は各分野における専門家であり、本審議会において必要不可欠な人材であることから、これまでの実績も踏まえた委員委嘱を行っているため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体等の推薦や、補職での委員委嘱を行っているため。また、学識経験者は各分野における専門家であり、本審議会において必要不可欠な人材であることから、これまでの実績も踏まえた委員委嘱を行っているため。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	児童福祉審議会として、調査審議する内容から、学校現場での相談援助等の有識者の選任が必要なため。		
今後の見直し方針	今後の委員委嘱については、団体推薦の委員の委嘱替えの際には、推薦団体に「審議会の設置並びに運営に関する指針」における、女性の登用率及び委員の年齢制限について説明を行う等、ご理解いただけるよう努めます。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	こども・子育て支援会議
現在員	22 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	こども・子育て支援会議条例第2条		
女性数・女性比率	9 人 ・ 41%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、子ども・子育て支援新制度に関する「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があるため。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、子ども・子育て支援新制度に関する「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があるため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体等の推薦や、補職での委員委嘱を行っているため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員委嘱については、推薦団体に「審議会の設置並びに運営に関する指針」における高齢委員の選任について説明を行う等、ご理解いただけるよう努めます。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市青少年問題協議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。	
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。	
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		引き続き、女性の登用・在任年数・再任回数・年齢の超過について、関係機関や団体へ委員推薦時に配慮を求めます。	

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市路上喫煙対策委員会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		5 人 ・ 71%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		委員の改選を行う一方で、これまでの経過を踏まえた重要な議題の審議が必要であり、審議の継続性の維持の観点から、専門的な知識を有する委員を引き続き選任する必要があるためです。	
再任2回以上		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		委員の改選を行う一方で、これまでの経過を踏まえた重要な議題の審議が必要であり、審議の継続性の維持の観点から、専門的な知識を有する委員を引き続き選任する必要があるためです。	
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者を選任する必要があるためです。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		当審議の目的に密接に関連する団体の代表者及び有識者を選任する必要があり、また、専門的な知識又は経験を有し、他に代わる人材が確保できないため、見直しの予定はございません。	

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市廃棄物減量等推進審議会
現在員		14 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		8 人 ・ 57%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため、指針基準を満たさない場合もあります。	
再任2回以上		5 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため、指針基準を満たさない場合もあります。	
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため、指針基準を満たさない場合もあります。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		団体代表としての推薦を依頼する際は、これまで以上にできる限り本市指針の基準に沿う方を推薦いただくよう求めていくこととします。	

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境審議会
現在員		20 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		8 人 ・ 40%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本市からの要請により、当該審議の目的に密接に関連する団体の代表者等指定の役職の方に就任いただいているため、指針基準を満たさない場合があります。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		学識経験者や団体代表として推薦を依頼する際は、本市指針の基準に沿う方を推薦いただくよう求めていくこととします。	

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境影響評価専門委員会
-------	-----	---------	----------------

現在員	16 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 38%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当専門委員会は、環境工学や地盤工学をはじめとする各分野の専門家で構成しており、環境影響評価が適正に行われているかどうかの審査を行っています。大気質や騒音振動等に係る環境工学の分野や地盤沈下に係る地盤工学の分野においては、数値シミュレーション等を含めた予測評価技術といった高度な専門性が求められますが、現在、その任務に携わる女性の専門家が極めて少ない状況であるため、指針の基準を満たしておりません。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該専門委員会は、2期4年間の任期で委員の委嘱を行っています。在任期間が長期となる委員については、平成27年に前任委員の任期途中での辞任により、急遽後任委員の選出が必要となり就任していただきました。環境影響評価が適切に行われているかどうかの審査を行う上で、専門性や実績を考慮すると、余人に代えがたく、再任する必要性がありました。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>次期の委員改選時においては、女性委員の再任若しくは女性委員への交代を積極的にすすめるとともに、近畿圏内で環境影響評価制度を有する大阪府や他の自治体に対して、類似の委員会の任務に適する女性専門家について情報収集を引き続き行うことで、指針の基準を満たすように努めます。</p> <p>また、再任2回以上の委員については、次期委員改選時に改選することで、指針の基準を満たすように努めます。</p>

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市あんしんマンション有識者会議
-------	-------	---------	-------------------

現在員	4 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度は、本市が独自に制度を創設し、実施してきた取り組みであるため、幅広い事業者が活用する制度としてより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材であります。指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市住まい公社経営監理会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや会社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや会社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや会社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の再任や女性委員の登用率などについて、未だ指針の基準を満たしていないことについては、当局としても十分に認識しているところであり、適切な対応してまいります。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市地域魅力創出建築物修景事業推進有識者会議
-------	-------	---------	-------------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性委員の登用率の課題は認識しており、女性委員の積極的な登用を検討しています。しかし、本会議の定員数は3人なので、各分野（近代建築、和風伝統建築、まちづくり）で適任の専門家を選んだところ、女性委員を1人登用しても目標値の40%を達成しにくい状況です。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>本事業は平成29年度から3ヶ年に渡るモデル事業を実施し、その検証を踏まえて本格実施に向けた事業スキームを構築することとしているため、事業実施スキームの検討時期である現在は、高い専門性を持つ委員による議論が不可欠です。また、本事業は、近隣都市・府県に例を見ない本市独自の取り組みであり、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ですが、改選の必要が生じた場合は、指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。</p> <p>また、女性委員の登用につきましても、登用率の課題を認識しつつ、本会議を進めていくうえで委員の増員、拡充も含めて検討し、指針の基準を満たすような選任に努めていきます。</p>

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市生きた建築ミュージアム推進有識者会議
-------	-------	---------	-----------------------

現在員	8 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 13%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
在任4年超	7 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本事業は、近隣都市・府県に例を見ない先進的な本市独自の取り組みであり、事業のより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。そのため、これまでの事業の経過に精通し、かつ高い専門性を持つ委員による議論が不可欠であり、現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材であるため、指針に満たない委員の再任もやむを得ないと考えていますが、各委員の諸事情による任期途中の退任や、任期満了による改選の必要が生じた場合には、できるだけ指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。また、本事業の実施状況にあたっては、定期的にホームページなどを通じて、広く一般市民の意見をお聞きしていきたいと考えており、その中で女性の意見にも耳を傾けたいと考えています。

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市耐震改修支援有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	専門分野で女性の適任者が限られること、また定員が少ないことから、基準を満たしていません。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	女性の学識経験者等の少ない分野であり、円滑な審議会等の運営を確保する点から、やむなく女性委員の登用が進んでいませんが、大阪市男女共同参画基本計画における取り組みの一環として、より一層積極的に女性委員の登用を推進し、指針の趣旨を尊重した委員の選任に努めます。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第6項の規定により、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程で審議会委員の任期を5年と定めているため。		
再任2回以上	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条により、委員は施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙するものと規定されているため。		
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条により、委員は施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙するものと規定されているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	法律に基づくものであり、見直しの予定はありません。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議
-------	-------	---------	----------------------

現在員	5 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 60%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、専門的で特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航しました。こうしたことから、平成29年10月の改選において、任期が4年を超える4名の委員・専門委員の交替を検討しましたが、うち2名しか的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、他の2名には引き続き留任いただくこととなりました。
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、専門的で特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航しました。こうしたことから、平成29年10月の改選において、任期が4年を超える4名の委員・専門委員の交替を検討しましたが、うち2名しか的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、他の2名には引き続き留任いただくこととなりました。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	平成29年10月の委員改選では、幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するとともに、若い世代の専門家のより積極的な行政への参加を促進するという観点から、若手・中堅の委員を選任しており、当会議としては、世代交代が進み、これまでになかった柔軟かつ新しい発想・幅広い意見を取り入れることができるものと考えています。また、今後もプロジェクトの進捗状況等を助案しながら、次の体制に繋げていきたいと考えています。 任期が4年以上となる委員2名については、経験の蓄積が重要であるという当会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ではありますが、在任期間が長期となっていることから、次回の改選時にはこうした長期在任者の改選の実現を目指し、引き続き後任の人材確保を進め、確実に指針に適合した委員構成となるよう、見直しを図っていきたいと考えています。

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	都市整備局契約事務評価会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現時点での委員構成においては、委員の女性登用率が0%と指針の基準を満たしておりませんが、計3名と少人数の会議であるとともに、委員選考に当たっては関連団体から推薦いただいていることもあり、指針の基準に満たない状況もやむを得ないものと認識しております。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	3名の委員のうち1回再任していただいている委員2名（うち1名は在任4年となる。）の改選を予定していましたが、諸般の事情により別の委員1名がご退任されることとなりました。当会議においては、過去数年間の経緯をおさえた上で、バランスの取れた意見を聴取する必要があるため、委員の方1名にはご留任いただくこととしたものです。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	3名の委員のうち1回再任していただいている委員2名（うち1名は在任4年となる。）の改選を予定していましたが、諸般の事情により別の委員1名がご退任されることとなりました。当会議においては、過去数年間の経緯をおさえた上で、バランスの取れた意見を聴取する必要があるため、委員の方1名にはご留任いただくこととしたものです。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員改選に当たっても、当該専門分野における女性を含めた候補者の情報収集を十分に行うとともに、長期の在任となる方にご退任いただく方向で検討し、適切な委員選考を行っていきたいと考えております。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条第6項の規定により、大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程で審議会委員の任期を5年と定めているため。	
再任2回以上	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条により、委員は施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙するものと規定されているため。	
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条により、委員は施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙するものと規定されているため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		法律に基づくものであり、見直しの予定はありません。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		女性1名が本人のお申し出により、5月30日付で辞任されたため、女性比率が0%となりました。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		指針の基準を満たさない2名については、文化財石垣保存技術協議会評議員かつ石垣修復に関する学識経験者であり、他都市の同様の会議での実績等を考慮すると、城郭や石垣修復に関して識見を有し、石垣の修復に非常に精通されていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>今後は、指針の趣旨を十分に踏まえ、他都市会議の状況も把握しながら、教育委員会事務局文化財保護担当と調整し、新しい適任者を探し女性登用率をあげるよう努めます。また、高齢委員の選任についても、他の委員（特に若年層）を積極的に登用するなど、指針に沿った委員を選定するよう努めます。</p>	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	道頓堀川水辺空間活用検討会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 17%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠となっており、結果として基準を達成できていません。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、景観計画や水辺空間に精通し、地域と連携したまちづくりへの取り組みに深い理解があり、本委員会には公共空間の活用方法を熟知している委員の高度な知見が必要となるため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠であるが、そのうち2人が70歳を超えているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の基準を満たす委員適任者がいる場合は積極的に選任するように努めます。また、沿川地域代表者の大半が男性であるとともに、70歳を超える方が多く就任しており、基準を満足することが難しい状況ではありますが、引き続き女性の参画及び世代交代に向けた働きかけを行い、基準を達成するよう努めます。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪市屋外広告物審議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	法規関係の助言をいただくための行政法を専門とする委員を選定するにあたり、行政法、都市景観の双方に関する知識が豊富である委員を選定することが、円滑な審議を促すと考え、以前に都市景観委員会の経験もある、法律関係の委員を選定することとしたため。		
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年に審議頂いた案件について、平成30年も引き続き検証があり、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要であったため。		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年に審議頂いた案件について、平成30年も引き続き検証があり、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要であったため。		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年に審議頂いた案件について、平成30年も引き続き検証があり、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要であったため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	平成30年11月の改正時に3名の交代を行いました。今後も引き続き、計画的に委員の交代を行い、できる限り指針の基準を守るよう努めていきます。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪駅前地下道東広場における躯体再構築検討会
現在員		3 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		関西圏を中心とした学識経験者のうち「コンクリート構造工学・地震工学・長寿命化計画・構造設計」を専門とした女性有識者が皆無であったため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		平成30年度に第1回検討会を実施し、今年度第2回検討会を実施予定。詳細設計を進める中で関係機関及び周辺事業者との協議が進み、第1回検討会の内容を踏まえて、継続して第2回検討会を行う必要があるため。	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		引き続き専門性を兼ね備えた女性の登用について、改選の必要が生じたときには検討を行う予定です。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	海老江下水処理場改築更新事業の環境監視に係る有識者会議
現在員		3 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 33%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		女性有識者の選任に努めたが、大気環境工学や地盤環境工学、環境リスク評価の分野における女性有識者が少なく、女性委員の登用ができなかったため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		汚染土壌の掘削に伴う汚染物質の飛散・拡散及びそれらに伴う環境リスクの把握などを必要とする大気環境工学に精通した高度な専門知識や経験を持った人が他にいないため。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		専門性を兼ね備えた有識者の動向を注視し、次回改選時には、見直しを図っていく予定です。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	みどりのまちづくり審議会
現在員		13 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		6 人 ・ 46%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		3 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		兼務している委員は、本審議会の審議において必要不可欠な知識・経験を有しており、本審議会に必要不可欠な委員であるため。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		該当する委員は、本市の緑化活動も実施している地域社会活動を行う団体に所属されており、地域社会活動や緑化活動に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、本審議会に必要不可欠な委員であるため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		本審議会委員については、造園や環境、建築についての専門知識が不可欠であり、候補者が非常に限られてしまいますが、委員の任期満了に伴う改選等、新たに委員の選任が必要となった場合は、指針に沿った委員を選任するよう努めます。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託」アドバイザーボード
-------	-----	---------	---------------------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会合は、野鳥（野生生物）の生態などの知識や、海浜の砂の間に棲む底生生物などの高度な知識や経験が必要とされることから、有識者である3名に委員委嘱の依頼を行うものであるが、これらの分野における女性有識者が少ないため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会合は、野鳥（野生生物）の生態などの知識や、海浜の砂の間に棲む底生生物などの高度な知識や経験が必要とされることから、有識者である3名に委員委嘱の依頼を行うものであるが、高齢委員については、これら専門性の高い分野の関連知識や経験が豊富な人材を他に確保できず、当該高齢委員を選任する必要があるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	高齢委員や女性登用率において指針基準を満たすよう、引き続き、若年層有識者や女性有識者の情報収集を行う予定です。